

令和6年度敬老地域ふれあい事業交付金について

高齢者が地域で集える場づくりを支援し、高齢者と地域の交流を活発にするため、各自治会・校区等で実施する敬老会事業を通して、高齢者の社会参加を促進します。

※令和6年度から交付金算定方法が変わりました。また、申請の際の添付書類が増えましたので、ご注意ください。

(1) 交付対象

事業内容	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業 (記念品配布のみ等は対象外)
対象者	敬老会等に参加した、70歳以上の方 (参加しなかった方は対象外)
実施主体	単位自治会または校区連合自治会
交付	原則 年1回

※実施主体である、単位自治会または校区連合自治会に交付します。

(2) 実施期間

敬老月間(9月)もしくはこれに近い時期(原則)

(3) 交付金額(①、②のどちらか少ない方の金額)

①	@1,000円×参加人数(70歳以上の方)
②	敬老会事業の支出総額

(4) 交付申請方法

事業終了後1か月以内に、所定の交付申請書に次のものを添付して介護福祉課に提出してください。

添付書類

- ① 参加者名簿(住所・氏名・年齢を記載)
※令和5年度に交付申請された自治会様で、市役所介護福祉課で、便宜上作成した、令和4年度名簿に年齢を一歳追加した名簿をご使用された自治会様には、前回提出していただいた名簿に年齢一歳追加したものをお渡ししますので、ご利用ください。その他の自治会様で、同様の名簿をご必要の場合は、市役所介護福祉課まで、お問い合わせください。
- ② 当日の様子がわかる写真
- ③ 事前の案内状や広報チラシ
- ④ 敬老会事業の収支決算書
- ⑤ 敬老会事業の支出総額の根拠資料(領収書写し等)
- ⑥ 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は、口

座振替依頼書

※前回申請時と同じ口座に振込希望される場合は、「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」のみ、提出してください。

(5) 交付時期・方法

原則として、交付申請書提出日の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は前営業日）に、ご指定の口座に振り込みします。（ただし、申請内容の誤りなどにより翌々月になる場合があります。）

【窓口・問い合わせ先】

新居浜市福祉部介護福祉課 高齢福祉係

TEL 0897(65)1241

敬老地域ふれあい事業交付金

Q & A

(申請書記入例含む)

令和6年度

新居浜市介護福祉課

1 制度の概要について

質 問		回 答
問 1	敬老地域ふれあい事業交付金とは？	各自治会で開催する敬老会等、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民と高齢者の交流を活性化していただく事業に対する交付金です。
問 2	交付対象と回数は？	○単位自治会または校区連合自治会が行う、敬老会や高齢者顕彰など、 参加型事業が対象 となります。 記念品や商品券の配布のみの事業は対象外 です。 ○回数は、 単位自治会、校区連合自治会とも、それぞれ原則、年1回ずつの交付を上限 とします。
問 3	交付対象者となる方の年齢は？	70歳以上の敬老事業参加者の方が対象となります。その事業が行われる年度末までに70歳となられる方も対象です。 ※ 生年月日 昭和30年3月31日までの方が対象です。 なお、名簿にご記載いただく年齢は、可能であれば令和7年3月31日時点での年齢をご記入ください。
問 4	交付される額はいくらですか。	①、②のどちらか少ない方の金額が交付されます。 (※令和6年度から算定方法が変わりました。) ①1,000円×70歳以上の参加者人数 ②敬老会事業の支出総額 例:70歳以上の方が35人参加し、事業支出総額が50,000円であった場合 ①1,000円×35人=35,000円 ②事業支出総額 50,000円 ①の35,000円を支給
問 5	交付の時期は？	申請書を月末までに提出いただければ、原則として、翌月の20日(20日が土日・祝日の場合は前営業日)に、ご指定の口座に振込みます。 (ただし、申請内容の不足や誤りなどにより交付が翌々月になる場合があります)
問 6	交付を受けるためにはどのような手続きをすればよいですか。	規定の申請書を新居浜市(介護福祉課)に提出していただく必要があります。 申請書の様式は、各単位自治会長宛てに送付(このQ&Aに同封)しておりますが、介護福祉課窓口でも随時お渡しできます。

2 申請方法について

	質 問	回 答
問 7	申請の方法は？	事業終了後、必要な添付書類とともに新居浜市役所 1 階⑩番窓口の介護福祉課に提出してください。
問 8	申請書に添付しなければならない書類は何ですか。	①70 歳以上の参加者名簿 (住所・氏名・年齢が記載されているもの) ②事業開催当日の写真 ③事前の案内状や広報チラシ ④事業収支決算書 ⑤敬老会事業の支出総額の根拠資料 (領収書写し等) ⑥「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書
問 9	領収書の写しは必要ですか。	必要です。令和 6 年度から提出していただくこととなりました。クレジットカードによる支払の場合は、その金額の口座引き落としが完了したことがわかる通帳の写し等が必要です。
問 10	事業の支出で、クレジットカード決済などでポイントがついた場合は？	収支決算書の支出決算額からポイント相当分を差し引いてください。
問 11	前回交付金振込口座と同じ口座に、今回も振込希望の場合は、何を提出すればいいですか。	「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」のみ提出してください。口座振替依頼書は提出不要です。
問 12	前回交付金振込口座と違う口座に、振込希望の場合、または、今回、初めて申請する場合は、何を提出すればいいですか。	口座振替依頼書を提出してください。自治会以外の口座名義に振込希望の場合は委任状が必要です。
問 13	申請書の提出期限は？	原則として事業終了後、すみやか (1 か月以内を目安) に提出してください。ただし、事業の支出に際し、クレジットカード等を使用し、実際の支払まで日数がかかる場合は、その支払後でかまいません。
問 14	交付申請書の押印はどのようなときに必要ですか。	①自治会長ご本人が手書きで会長の氏名をご記入の場合 →押印不要です。 ②自治会長以外の方が会長の氏名をご記入又は氏名を印字している場合 →押印が必要です。(自治会の印もしくは会長の個人印)
問 15	当日の事業写真はどのようなものを出せばよいですか。	集合写真が望ましいですが、事業全体の様子がわかる写真であれば構図は問いません。ただし、多くの方が参加されているのに、一人、二人しか映っていない写真は、事業の確認ができませんので、 <u>全体的に撮った写真を提出してください。</u>

3 主催者（実施主体）について

	質 問	回 答
問 16	校区連合自治会で主催した事業に参加した単位自治会が、別途単位自治会だけの敬老会を行った場合は交付されますか。	校区連合自治会と単位自治会での開催は別の事業としてカウントしますので、校区連合自治会主催の事業1回と単位自治会主催の事業1回、それぞれに交付金を交付します。
問 17	単位自治会がいくつか集まって行う場合はどうなりますか？	代表する単位自治会に交付することになります。申請の際に、代表受領者となる自治会をお伝えください。 注意) この場合は連名で行った単位自治会が、それぞれ1回ずつ敬老事業を行ったのと同様の取扱いになりますので、その単位自治会が別途単独で実施しても、交付対象とはなりません。
問 18	地元の老人会や婦人会等の主催事業は対象となりますか。	校区連合自治会、単位自治会が行う事業が対象ですので、実施主体が老人会や婦人会などの場合は、原則対象とはなりません。ただし、老人会や婦人会が中心となって開催した事業であっても、自治会長が了承し、自治会として敬老事業を行ったとして申請する場合は受理します。その際には、必ず、自治会長が申請してください。

4 その他

	質 問	回 答
問 19	A自治会がB自治会館を借りて事業を実施してもよいか。	A自治会とB自治会で話し合いができていれば、開催場所、会場について市で条件付けはしません。
問 20	9月またはその近い時期以外に開催する事業は対象となりますか。	この交付金は敬老事業対象であり、国で定める老人の日、及び老人週間は9月なので、その趣旨に鑑み、原則として、9月またはその近い時期の開催をお願いします。
問 21	A自治会がB自治会の事業対象者を招待した場合、参加者人数はどう数えればいいですか。	A自治会とB自治会で話し合いができていれば、参加した70歳以上の方の人数はすべて入れてかまいませんが、後日B自治会が単独で事業を行いたい場合は、A自治会主催事業の参加者はカウントできませんので、事前に話し合ってから実施してください。
問 22	非自治会員が参加した場合でも人数に入れていいですか。	非自治会員でも、70歳以上の参加者は人数に入れられます。ただし、新居浜市に住んでいる方に限ります。
問 23	事業実施後、対象者が死亡・転出した場合はどうなりますか。	事業参加者人数に対しての交付金となりますので、当日参加した人数で計算します。
問 24	清掃活動や盆踊りは対象事業となりますか。	敬老事業の一環として行う場合は、対象となる場合がありますので、事前に、介護福祉課までご相談ください。

記入例

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付申請書

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所

新居浜市〇〇町1丁目1番1号

実施主体名 〇〇自治会

代表者名 新居浜男

連絡先 0897-65-1111

自治会長の自宅住所。(自治会館の所在地ではありません。)

自治会長の氏名

自治会長ご本人の手書きの場合は押印不要です。自治会長でない方が代わりに記入した場合もしくは印字の場合は押印が必要です。(シャチハタ印不可)

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	〇〇自治会敬老会
事業実施日	令和6年9月15日
実施場所(会場名)	〇〇自治会館
70歳以上の参加人数	38人
事業内容	高齢者表彰、祝賀昼食会、△△小学校◎年生による感謝状贈呈など
交付申請額	38,000円

交付金算定方法 (①、②のいずれか少ない方の金額)

①70歳以上参加者数×1,000円

②収支決算書の支出総額

添付書類

- 参加者名簿
- 事業の写真
- 事前通知書もしくは実施のお知らせチラシ等
- 事業収支決算書及び支出総額の根拠資料
- 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決算額 (円)	内 訳
市交付金	38,000	1,000円×38人
自治会負担	23,560	
計	61,560	

2 支出の部

区 分	決算額 (円)	内 訳
仕出し弁当代	41,040	@1,080円×38人=41,040円
記念品代	20,520	@540円×38人=20,520円
計	61,560	

※ 支出決算額について、敬老事業分の支出金額がわかる根拠資料（領収書の写し等）の添付が必要です。

記入例

受付課	担当者
介護福祉課	

口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市会計管理者

押印不要です

注意) 会長のご自宅の住所をご記入ください。

住所 新居浜市〇〇町1丁目1番1号

氏名 〇〇自治会 会長 新居 浜男

電話番号 0897-65-1111

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私が新居浜市から支払を受ける支払金は、次の金融機関の預貯金口座に振り込んでください。

区 分	新規	変更	追加
金融機関名	●● 銀行 信用金庫 農 協 ()		●●● 本店 支 店 支 所 出張所
口座種別	普通	当座 貯蓄	その他 (〇〇自治会 会計 △△△△、老人会の口座 名義なども可能です。 す。
口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
フリガナ	〇〇ジチカイ ニイ ハマオ		
口座名義	〇〇自治会 新居 浜男		
備考	自治会以外の口座名義の場合は委任状が必要です。		

注

1 債権者以外の口座に振込みを希望する場合は、委任状を添付してください。

2 この
なった

この口座振替依頼書は、次の場合に必要です。

- ①敬老地域ふれあい事業交付金の申請を初めて行うとき
 - ②敬老地域ふれあい事業交付金の振り込み口座が前回と変わるとき
- 敬老会を開催後、交付申請書提出の際に、一緒にお出しください。

出納室

※ 前回と同じ口座・同じ口座名義であれば、この依頼書は必要ありません。

※ 敬老会を開催されない自治会様は、この依頼書の提出は不要です。

記入例

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市会計管理者

私が、市から支払を受ける新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の受け取りについては、次のとおり委任します。

押印必要です
(シャチハタ印不可)

委任者 住所 新居浜市〇〇町1丁目1番1号
(自治会長) 氏名 〇〇自治会 会長 新居 浩男



受任者 住所 新居浜市△△町1丁目2番3号
(口座名義人) 氏名 〇〇長寿会 別子 花子

この委任状は、次の場合に必要です。

- ①敬老地域ふれあい事業交付金の申請を初めて行い、自治会名義と異なる口座に振込希望のとき
- ②敬老地域ふれあい事業交付金の振り込み口座が前回と変わり、自治会名義と異なる口座に振込希望のとき

敬老会を開催後、交付申請書提出の際に、一緒にお出してください。

※ 口座名義に自治会の名前が入っていれば、この委任状は必要ありません。(例：〇〇自治会 会計 △△△△)